

宇治市市営住宅条例の一部改正について

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の一部改正に伴い、不正の行為により入居した入居者等に対する家賃等の利息について定めた、同法第 32 条第 3 項が改正されたため、宇治市市営住宅条例について所要の改正を行おうとするものです。

1. 今回の改正内容

不正の行為により入居した入居者等に対する明渡し請求等を行った際における家賃等の納付期限後の利息について、次のとおり改正を行なうものです。

		改正前	改正後
第 22 条第 3 項	不正の行為により入居した入居者に対する家賃の利息	年 5 分	法定利率
第 36 条第 3 項	不正の行為により許可を受けた使用者に対する使用料の利息	年 5 分	法定利率
第 43 条第 3 項	不正の行為により許可を受けた駐車場使用者に対する駐車場使用料の利息	年 5 分	法定利率

2. 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとします。

○公営住宅法（現行）〈抜粋〉

（公営住宅の明渡し）

第三十二条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。

- 一 入居者が不正の行為によつて入居したとき。
- 二 入居者が家賃を三月以上滞納したとき。
- 三 入居者が公営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- 四 入居者が第二十七条第一項から第五項までの規定に違反したとき。
- 五 入居者が第四十八条の規定に基づく条例に違反したとき。
- 六 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 公営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 事業主体は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年五分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 前項の規定は、第一項第二号から第五号までの規定に該当することにより事業主体が当該入居者に損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

5 事業主体が第一項第六号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の六月前までに、当該入居者にその旨の通知をしなければならない。

6 事業主体は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わつて、入居者に借地借家法(平成三年法律第九十号)第三十四条第一項の通知をすることができる。

○宇治市市営住宅条例（現行）〈抜粋〉

（明渡しの請求等）

第 22 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市営住宅の入居者に対して、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によつて入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を 3 箇月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 入居者がこの条例に違反したとき。
- (5) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (6) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 市営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から当該請求を受けた日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに納付した家賃の額との差額に年 5 分の割合による納付期限後の利息を付した額の金銭を、当該請求を受けた日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、当該請求を受けた日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

（使用許可の取消し）

第 36 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市営住宅の使用使用者に対し、当該市営住宅の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が不正の行為によつて許可を受けたとき。
- (2) 使用者が使用料を 3 箇月以上滞納したとき。
- (3) 使用者が当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 使用者がこの条例に違反したとき。
- (5) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

2 使用者は、前項の規定により使用の許可を取り消されたときは、速やかに当該使用の許可を取り消された市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより使用の許可を取り消したときは、当該使用の許可を取り消された者に対し、使用を開始した日から当該使用の許可を取り消された日までの期間については、近傍同種の住宅の

家賃の額とそれまでに納付した使用料の額との差額に年5分の割合による納付期限後の利息を付した額の金銭を、当該使用の許可を取り消された日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

- 4 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより使用の許可を取り消したときは、当該使用の許可を取り消された者に対し、当該使用の許可を取り消された日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

(駐車場の使用の許可の取消し等)

第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場使用者に対して、当該駐車場の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 駐車場使用者が不正の行為によつて許可を受けたとき。
- (2) 駐車場使用者が駐車場の使用料を3箇月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場使用者又はその同居者が当該駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
- (4) 駐車場使用者が第38条(第2号を除く。)に規定する駐車場使用者の資格を失つたとき。
- (5) 駐車場の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

2 駐車場使用者は、前項の規定により使用の許可を取り消されたときは、速やかに当該使用の許可を取り消された駐車場を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより使用の許可を取り消したときは、当該使用の許可を取り消された者に対し、使用を開始した日から当該使用の許可を取り消された日までの期間については、近傍同種の駐車場の使用料の額とそれまでに納付した使用料の額との差額に年5分の割合による納付期限後の利息を付した額の金銭を、当該使用の許可を取り消された日の翌日から駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の駐車場の使用料の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより使用の許可を取り消したときは、当該使用の許可を取り消された者に対し、当該使用の許可を取り消された日の翌日から駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の駐車場の使用料の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。